

令和3年石巻市議会第1回定例会提出議案一覧

1 条例議案（15件）

（1）第2号議案 石巻市農業委員会委員候補者選考委員会条例

<制定理由>

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行され、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことから、これまで要綱により設置していた「石巻市農業委員会委員候補者選考委員会」の設置根拠を条例に改め、本市の附属機関として位置づけることから、本条例を制定するもの。

<制定内容>

石巻市農業委員会委員の候補者選考を行う委員会を設置するため、設置、所掌事務、組織、委員長及び副委員長、会議、守秘義務及び委任について規定する条例を制定するもの。

また、附則において、施行期日、最初の会議の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、「石巻市農業委員会委員候補者選考委員会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるもの。

<令和3年4月1日から施行>

（2）第3号議案 石巻市市税特別措置条例

（3）第8号議案 石巻市市税条例の一部を改正する条例

<制定・改正理由>

本市ではこれまで、地域の振興及び産業振興を目的に、市税優遇措置として、原子力発電施設等立地地域や復興産業集積区域など、5つの条例により、元となる法令別に固定資産税及び都市計画税の課税免除及び不均一課税の措置を講じていたが、離島振興法の改正に伴い、課税免除の要件となる取得価格等の要件が大きく緩和され、また、「離島の振興を促進するための石巻市における産業の振興に関する計画」を平成31年に策定したことなどから、新たに振興目的の課税免除に「離島振興対策地域」を加え、現在の5条例を統合し、諸規定の統一化を図るなど、効率的な運用が可能となるよう新たな条例を制定するほか、条例制定に伴い、市税条例において固定資産税に関する条文の追加や減免項目の整理等を行うため、条例の一部を改正するもの。

なお、新たに追加される離島振興対策実施地域における特例措置は、特別償却設備である家屋、償却資産並びに当該家屋敷地の土地について、3か年度に限り課税免除を講じるもの。

<内容>

（石巻市市税特別措置条例）

条例の趣旨、課税免除及び不均一課税の対象区域の定義、復興産業集積区域における課税免除、地域経済牽引事業促進区域における課税免除、過疎地域における課税免除、離島振興対策実施地域における課税免除、地方活力向上地域等における課税免除又は不均一課税、原子力発電施設等立地地域における不均一課税、適用、課税免除又は不均一課税の申請、課税免除又は不均一課税の取消し及び委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日を規定するほか「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例」、「石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例」、「石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例」、「石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例」及び「石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例」の廃止並びに廃止に伴う経過措置を規定するもの。

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

第60条の2及び第71条

固定資産税の課税免除として、地域の集会所等の公益的な使用、文化財に係る土地、自然・環境保全地域等を含めた他の法律等により私権の行使の制限を受けるもの等についての課税免除を「第60条の2」として新たに規定するもの。

また、固定資産税の減免において、第60条の2の課税免除規定の追加に伴い、公益的な使用等の減免規定を条文から削除するもの。

第62条の2

国際観光ホテル等の固定資産税の不均一課税の規定について、課税の特例を課税免除又は不均一課税を行う条例に一本化するため、条項を削除するもの。

第68条

固定資産税の徴収の方法において、第60条の2で規定する固定資産に対しては、都市計画税を課さないことを新たに規定するもの。

附則第1条

施行期日を規定するもの。

附則第2条

「石巻市自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例」を廃止するもの。

附則第3条

固定資産税に関する経過措置を規定するもの。

附則第4条

都市計画税に関する経過措置を規定するもの。

附則第5条

石巻市自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止に伴う経過措置を規定するもの。

<公布の日から施行>

(4) 第4号議案 石巻文化センター条例を廃止する条例

(5) 第6号議案 石巻市民会館条例を廃止する条例

<廃止理由>

東日本大震災により被災した「石巻文化センター」及び「石巻市民会館」については、設置条例の廃止に必要な一連の手続きが終了したため、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、施設を廃止することから、これらの条例を廃止するもの。

なお、これらの施設に代わる社会教育施設として整備を進めてきた「石巻市複合文化施設」については令和3年4月に供用を開始することとしている。

<内容>

石巻文化センター条例及び石巻市民会館条例を廃止するもの。

<令和3年4月1日から施行>

(6) 第5号議案 石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止する条例

(7) 第9号議案 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例

<廃止・改正理由>

東日本大震災により被災した「石巻市雄勝B&G海洋センター」、「石巻市民プール」及び「雄勝グラウンド」について、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき施設を廃止することから、条例を廃止又は関係する条例の一部を改正するもの。

なお、「石巻市雄勝B&G海洋センター」及び「雄勝グラウンド」に代わる社会体育施設として整備を進めてきた、体育館、艇庫、多目的運動広場を備えた「石巻市雄勝体育施設」については令和3年4月に供用を開始することとしている。

<内容>

(石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止する条例)

石巻市雄勝B&G海洋センター条例を廃止するもの。

(石巻市営運動場条例の一部を改正する条例)

第3条の表

名称及び位置において、表から「石巻市民プール」及び「雄勝グラウンド」の項を削るもの。

第8条及び別表

石巻市民プール及び雄勝グラウンドの使用料を規定する別表の削除に伴い条文及び別表を整理するもの。

<令和3年4月1日から施行>

(8) 第7号議案 石巻市組織条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

被災した半島沿岸地区の復興整備を進めるため、平成29年4月に設置した「半島復興事業部」について、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区の拠点整備事業等が完了及び一定の方向性が図られたことから、半島復興事業部を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条及び第3条

部の設置及び任務において、「半島復興事業部」の項を削り、条項を整理するもの。

＜令和3年4月1日から施行＞

(9) 第10号議案 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

石巻市行財政運営プラン及び石巻市公共施設等総合管理計画に基づき「石巻市沢田老人憩の家」、「石巻市箱清水老人憩の家」及び「石巻市小池老人憩の家」をそれぞれ「沢田区」、「箱清水自治会」及び「小池会館管理運営委員会」に無償譲渡するほか、「石巻市北境老人憩の家」については、集会所建設費等補助金を活用し、集会所を建設する予定であることから、これらの施設を廃止、解体するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

○第1条 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例

「石巻市沢田老人憩の家」、「石巻市箱清水老人憩の家」及び「石巻市小池老人憩の家」の項を削るもの。

○第2条 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例

「石巻市北境老人憩の家」の項を削るもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

＜第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和3年7月1日から施行＞

(10) 第 1 1 号議案 石巻市介護保険条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「石巻市第 8 期介護保険事業計画」に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料を規定するため、本条例の一部を改正するもの。

なお、保険料額について変更はない。

＜改正内容＞

第 3 条

保険料率において、年度を改めるもの。

附則第 1 2 項

延滞金の割合の特例において、地方税法の改正に伴い条文の整理等を行うもの。

附則

施行期日及び適用区分を規定するもの。

＜令和 3 年 4 月 1 日から施行。ただし、附則第 1 2 項の改正規定については令和 3 年 1 月 1 日から適用＞

(11) 第 1 2 号議案 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「石巻文化センター」、「雄勝グラウンド」、「石巻市雄勝 B & G 海洋センター」及び「石巻市民会館」の廃止に伴い、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第 2 条及び別表

本条例を適用する公の施設から「石巻文化センター」、「雄勝グラウンド」、「石巻市雄勝 B & G 海洋センター」及び「石巻市民会館」を削り、併せて条文の整理を行うもの。

＜令和 3 年 4 月 1 日から施行＞

(12) 第 1 3 号議案 石巻市営牧場条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

河北上品山牧場は、放牧頭数の減少に伴い、牧場として利用していない敷地の一部を地元の畜産農家（地元酪農組合）へ放牧地として貸付けを行っているが、更なる土地の有効活用と畜産振興を図るため、敷地の一部について市営牧場から除外し長期貸付を行うため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第 2 条

名称及び位置において、石巻市河北上品山牧場の項を改めるもの。

＜令和 3 年 4 月 1 日から施行＞

(13) 第14号議案 石巻市道の駅「上品の郷」条例の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市道の駅「上品の郷」は、指定管理者制度を導入し施設の管理・運営を行っているが、指定管理者の収益改善と施設運営の自由度向上のため、温泉保養施設の利用料金の改定、各施設の利用料金設定を区画から平米単価に変更、指定管理者が行う業務に施設の利用許可等に関する業務の追加などを行うことから、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

施設の開所時間（第3条）、利用の許可等（第7条）、利用の許可の取消し等（第8条）、原状回復義務（第9条）、利用料金の減免（第11条）の各規定を新たに条例に追加することに伴い、条の並び替えや条文の整理等を行うもの。

また、利用料金について、次表のとおり改めるもの。

(改正)

| 区分 | | 利用料金 | |
|---------------------|------------|------------------------|------|
| 入浴 | 一般 | 780円 | |
| | 小・中学生 | 330円 | |
| 入浴割引回数券（11回券） | 一般 | 7,800円 | |
| 小休憩室 | 1時間に つき | 8畳間 | 560円 |
| | | 12畳間 | 780円 |
| 地域振興施設（アウトテナントを除く。） | 1㎡1月につき | 3,900円 | |
| 地域振興施設（アウトテナント） | 1㎡1月につき | 3,500円 | |
| 温泉保養施設 | 1㎡1月につき | 3,900円 | |
| 厨房施設 | 1㎡1月につき | 3,900円 | |
| 屋外販売等スペース | 1㎡1日につき | 3,000円 | |
| 自動販売機置場 | 1月につき | 売上額に100分の 30を乗じて得た額 | |

- 1 一般とは、小・中学生以外で15歳以上の者をいう。
- 2 利用料金算定の基礎となる時間が、1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 3 利用料金算定の基礎となる面積が、1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、これを1㎡として計算する。
- 4 利用料金の額が月を単位として定められている場合において、施設の利用の期間に1月未満の端数を生じたときは、日割計算により、利用料金の額を計算する。
- 5 算出した利用料金に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(現行)

| 区分 | | 利用料金 | |
|-----------------|------------|---------|------|
| 入浴 | 平日 | 一般 | 560円 |
| | | 小・中学生 | 220円 |
| | 休日 | 一般 | 780円 |
| | | 小・中学生 | 330円 |
| 平日入浴割引回数券(11回券) | 一般 | 5,600円 | |
| 小休憩室 | 1時間に つき | 8畳間 | 560円 |
| | | 12畳間 | 780円 |
| 地域振興施設内インテナント | 1月当たり | 78,420円 | |
| 地域振興施設内アウトテナント | 1月当たり | 56,010円 | |
| 保養施設内インテナント | 1月当たり | 56,010円 | |

<令和3年4月1日から施行。ただし、改正後の石巻市道の駅「上品の郷」条例第7条の規定による利用の申請手続、許可等の準備行為はこの条例の施行の日前においても、行うことができる。>

(14) 第15号議案 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」(以下「移転計画」という。)により、既存市営住宅入居者の復興公営住宅への移転を進めているが、現在、60歳未満の若年単身者の入居要件は過疎地域や荻浜地区の市営住宅に限られているため、移転計画に基づく場合は市内全域へ入居が可能となるよう要件を緩和するほか、老朽住宅の用途廃止を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

附則第9項

入居者の資格の経過措置において、移転計画による場合は単身者の場合でも地域指定無く市営住宅に入居することができるよう文言を追加するもの。

別表第1

市営住宅の名称及び位置を規定する表から、「石巻市営飯野川本屋敷住宅」の項を削るもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<令和3年4月1日から施行>

(15) 第50号議案 石巻市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が本年2月3日に公布され、2月13日から施行されたことに伴い、各条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることに伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において新型コロナウイルス感染症に関する特例規定が削除されたことから、以下の条例において条文を整理するもの。

○第1条 石巻市国民健康保険条例の一部改正

附則第5項

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金において、条文を整理するもの。

○第2条 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正

第1条

趣旨において、条文を整理するもの。

○第3条 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正

第1条

趣旨において、条文を整理するもの。

2 予算議案（21件）

- (1) 第1号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和2年度石巻市一般会計補正予算)
- (2) 第16号議案 令和3年度石巻市一般会計予算
- (3) 第17号議案 令和3年度石巻市土地取得特別会計予算
- (4) 第18号議案 令和3年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算
- (5) 第19号議案 令和3年度石巻市市街地開発事業特別会計予算
- (6) 第20号議案 令和3年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算
- (7) 第21号議案 令和3年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算
- (8) 第22号議案 令和3年度石巻市介護保険事業特別会計予算
- (9) 第23号議案 令和3年度石巻市病院事業会計予算
- (10) 第24号議案 令和3年度石巻市下水道事業会計予算
- (11) 第51号議案 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第10号）
- (12) 第52号議案 令和2年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- (13) 第53号議案 令和2年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第4号）
- (14) 第54号議案 令和2年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (15) 第55号議案 令和2年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- (16) 第56号議案 令和2年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- (17) 第57号議案 令和2年度石巻市病院事業会計補正予算（第3号）
- (18) 第58号議案 令和2年度石巻市下水道事業会計補正予算（第5号）
- (19) 第60号議案 令和2年度石巻市一般会計補正予算（第11号）
- (20) 第61号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第1号）
- (21) 第62号議案 令和3年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

3 条例外議案（27件）

(1) 第25号議案 指定管理者の指定について (石巻市雄勝体育施設)

<内 容>

本年4月1日から供用を開始する「石巻市雄勝体育施設」について、公募により指定管理者の募集を行ったところ、1者から申請があり、「石巻市雄勝体育施設指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として、「公益社団法人MORIUMIUS」を選定し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

| 施設の名称及び所在地 | 指定する法人又は団体 | 指定の期間 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------------|
| 石巻市雄勝体育施設 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地内 | 公益社団法人MORI UMIUS | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで |

(2) 第26号議案 指定管理者の指定について (石巻市雄勝地域拠点エリア)

<内 容>

「石巻市雄勝地域拠点エリア」について「雄勝硯生産販売共同組合」及び「一般社団法人石巻観光協会」を構成員とし、本施設の管理運営を主体業務として設立した「硯上の里おがつ運営協議会」を、公募は行わず、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

| 施設の名称及び所在地 | 指定する法人又は団体 | 指定の期間 |
|---|------------------|---------------------------|
| 石巻市雄勝地域拠点エリア 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑及び 下雄勝地内 | 硯上の里おがつ運営協 議会 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで |

- (3) 第27号議案 財産の無償譲渡について
- (4) 第28号議案 財産の無償譲渡について
- (5) 第29号議案 財産の無償譲渡について

<内 容>

石巻市沢田老人憩の家、石巻市箱清水老人憩の家及び石巻市小池老人憩の家は、現在、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者となっておりますが、石巻市行財政運営プラン等に基づき、無償譲渡することで協議が調ったことから、それぞれの施設を地元自治会等に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

| 議案番号 | 譲渡財産・面積等 | | 譲渡の相手方 |
|------|----------------------------------|--|---|
| 第27号 | 譲渡財産 所在地 延床面積 構造 評価額 | 建物（石巻市沢田老人憩の家、その他附帯設備及び備品一式） 石巻市小船越字崎山147番地1 135.91平方メートル 木造平屋建て 897,000円相当額 | 石巻市小船越字崎山147番地1 沢田区 代表者 千葉 一 司 |
| 第28号 | 譲渡財産 所在地 延床面積 構造 評価額 | 建物（石巻市箱清水老人憩の家、その他附帯設備及び備品一式） 石巻市北村字関田3番地 101.86平方メートル 木造平屋建て 1,636,657円相当額 | 石巻市北村字前山116番地17 箱清水自治会 会長 高 橋 弘 |
| 第29号 | 譲渡財産 所在地 延床面積 構造 評価額 | 建物（石巻市小池老人憩の家、その他附帯設備及び備品一式） 石巻市桃生町太田字関前56番地15 179.96平方メートル 木造平屋建て 1,310,000円相当額 | 石巻市桃生町太田字峯畑47番地 小池会館管理運営委員会 代表者 三 浦 丈 浩 |

(6) 第30号議案 財産の処分について

<内 容>

応急仮設住宅の撤去に伴い、分譲を再開した石巻トゥモロービジネスタウンの土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・種類 土地
- ・地目 雑種地
- ・所在地 石巻トゥモロービジネスタウン内
石巻市開成1番26及び82
- ・面積 5,939.68平方メートル
- ・売却価格 金83,155,520円
- ・処分先 石巻市穀町15番2号
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会
会長 大槻英夫

(7) 第31号議案 工事委託に関する年度協定の締結について

(仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する令和3年度協定)

<内 容>

令和元年度に東日本旅客鉄道株式会社と締結した「仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する協定書」に基づき、仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋の整備促進を図るため、令和3年度における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する令和3年度協定
- ・事業名 仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事
- ・年度協定額 金359,165,000円
- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
東北工事事務所長 岩田道敏

(8) 第32号議案 業務委託契約の一部変更について
(石巻市復興整備事業半島部防災集団移転促進事業等の工事施工等に関する一体的業務)

<内 容>

本業務の対象プロジェクト事業である「漁業集落防災機能強化事業」及び「低平地整備事業」において、防集残土置場に係る復旧工事や地域住民の要望等による設計内容及び施工方法の変更による増工に伴い、本契約の一部を変更するもの。

- ・業務委託の相手方 清水・奥村石巻市復興整備事業半島部防災集団移転促進事業等共同企業体
代表者
仙台市青葉区木町通一丁目4番7号
清水建設株式会社東北支店
執行役員支店長 清 水 康次郎
- ・契約金額 変更前 金68,210,640,000円
変更後 金69,992,640,000円
- ・委託期間 平成25年12月24日から令和3年9月30日まで

(9) 第33号議案 工事請負の契約締結について
(石巻工業港運河線道路新設及び橋梁上部工新設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道西一丁目ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金574,569,512円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 正 樹

(10) 第34号議案 工事請負の契約締結について
(七窪蛇田線道路新設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市田道町一丁目ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金265,760,000円
- ・契約の相手方 石巻市門脇字元明神10番地
重吉興業株式会社
代表取締役 山 内 ひろみ

(11) 第35号議案 工事請負の契約締結について
(23年災長面漁港海岸保全施設災害復旧(その6)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市長面字平六ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金275,923,821円
- ・契約の相手方 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦

(12) 第36号議案 工事請負契約の一部変更について
(旧門脇小学校震災遺構整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 正 樹
- ・契約金額 変更前 金654,717,800円
変更後 金692,181,600円

(13) 第37号議案 工事請負契約の一部変更について
(旧大川小学校震災遺構整備外構工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市重吉町7番地1
南光運輸株式会社
代表取締役社長 内 田 耕一郎
- ・契約金額 変更前 金235,797,100円
変更後 金256,790,600円

(14) 第38号議案 工事請負契約の一部変更について
(山下中学校校舎老朽化対策工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市南光町二丁目2番11号
日本製紙石巻テクノ株式会社
代表取締役社長 向 井 継 男
- ・契約金額 変更前 金193,710,000円
変更後 金216,065,300円

(15) 第39号議案 工事請負契約の一部変更について
(針岡地区排水施設整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市馬鞍字間々合54番地1
ヤマヨシ高橋組株式会社
代表取締役 高 橋 吉 一
- ・契約金額 変更前 金259,160,000円
変更後 金336,589,000円

(16) 第40号議案 工事請負契約の一部変更について
(流留真野沢田線道路改良(その3)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市前谷地字根方山3番地
広伸建設株式会社
代表取締役 齋 藤 光 弥
- ・契約金額 変更前 金209,460,900円
変更後 金212,738,900円

(17) 第41号議案 工事請負契約の一部変更について
(長面地区低平地整備(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 正 樹
- ・契約金額 変更前 金1,188,030,767円
変更後 金1,288,558,700円

(18) 第42号議案 工事請負契約の一部変更について
(渡波稲井線道路新設工事)

<内 容>

- ・請負者 鴻池組・丸本組・西武建設渡波稲井線道路新設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区中央二丁目9番27号
株式会社鴻池組東北支店
常務執行役員支店長 加 藤 康
- ・契約金額 変更前 金6,365,343,880円
変更後 金6,602,291,580円

(19) 第43号議案 工事請負契約の一部変更について
(七窪蛇田線橋梁上部工製作工事)

<内 容>

- ・請負者 仙台市青葉区中央三丁目2番1号
株式会社横河ブリッジ仙台営業所
所長 大河原 宏
- ・契約金額 変更前 金369,431,172円
変更後 金562,999,800円

(20) 第44号議案 工事請負契約の一部変更について
(尾の崎海岸線道路災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市桃生町給人町字東町91番地3
株式会社東北建設
代表取締役 沓掛吉徳
- ・契約金額 変更前 金259,924,500円
変更後 金310,130,700円

(21) 第45号議案 工事請負契約の一部変更について
(本地橋橋梁災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道西二丁目1番98号
株式会社倉元建設東北本部
本部長 倉元孝輔
- ・契約金額 変更前 金654,850,900円
変更後 金847,729,300円

(22) 第46号議案 工事請負契約の一部変更について
(下釜南部地区土地区画整理事業宅地造成道路築造(その3)工
事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新田秀悦
- ・契約金額 変更前 金494,103,500円
変更後 金525,076,200円

- (23) 第47号議案 市道路線の認定について
 (24) 第48号議案 市道路線の廃止について
 (25) 第49号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

| 区別 | 内 容 | 路線数 | 延長 (m) |
|----|--------------------------|-----|-----------|
| 認定 | 市の事業によるもの | | |
| | ・上釜南部地区区画整理事業関連道路整備事業 | 2路線 | 204.70 |
| | ・大須崎灯台線道路改良工事 | 1路線 | 208.80 |
| | ・踏切廃止によるもの(河南地区) | 4路線 | 2,257.30 |
| | 計 | 8路線 | 4,017.17 |
| 廃止 | 市の事業によるもの | | |
| | ・中瀬公園整備事業 | 2路線 | △688.48 |
| | ・湊北及び湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業 | 1路線 | △1,303.53 |
| | ・踏切廃止によるもの(河南地区) | 2路線 | △2,278.80 |
| | 計 | 6路線 | △5,762.29 |
| 変更 | 市の事業によるもの | | |
| | ・路線の整理等によるもの(雄勝地区) | 1路線 | △477.10 |
| | 計 | 1路線 | △477.10 |

(26) 第59号議案 工事委託に関する年度協定の一部を変更する協定の締結について
(石巻線石巻構内小川町踏切拡幅及び水路改修事業の施行に関する令和2年度協定)

<内 容>

東日本旅客鉄道株式会社に工事委託している「小川町踏切拡幅及び水路改修」において、信号通信工事の工法改善による工事期間の短縮及び保安要員の減、並びに水路改修工事における地下埋設物の移設が不要となったこと等により、年度協定額を減額するため、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員仙台支社長 三 林 宏 幸
- ・令和2年度協定額 変更前 金237,426,480円
変更後 金211,458,892円

(27) 第63号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

<理 由>

人権擁護委員の高橋 壽枝氏、佐々木 多佳子氏、日野 ゆう子氏、木村 孝禪氏が、本年6月30日をもって任期満了となり、また、委員1名が欠員となっていたことから、その後任候補者の推薦について、仙台法務局長から依頼があり、慎重に選考したところ、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある高橋 壽枝氏、佐々木 多佳子氏、日野 ゆう子氏、木村 孝禪氏を引き続き、沼倉 隆樹氏を新たな候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの。

4 委員会提出議案（2件）

（1）委員会提出議案第1号 石巻市議会会議規則の一部を改正する規則

＜内 容＞

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する動向を踏まえ、請願に係る押印署名の見直しを行う。

（2）委員会提出議案第2号 石巻須江火力発電所建設計画に関する意見書

＜内 容＞

石巻市須江字瓦山地内に液体バイオマス火力発電所建設計画が進められており、事業計画では、出力102,750kwで国内最大規模となっている。

燃料は植物油（ポンガミア油）を使用するとされ、原料となる植物はアフリカ（モザンビーク）で植林、栽培、精油化され、タンカーで日本へ輸送し、発電所に供給するとされている。

地元住民からは、発電所稼働に伴って発生する低振動や騒音、悪臭、大気汚染そして道路交通など住環境への影響と健康被害が懸念されるとの声が上がっている。

本市議会としては、再生可能エネルギー発電事業を進めるにあたっては、自治体はもとより地域住民の理解を得て、地域と共生した形で事業を実施することが重要であると考えことから、地元住民の不安を解消し、理解を得ることを望み、事業計画策定ガイドラインの遵守や新規輸入燃料のFIT認定の慎重な判断について強く要望するものです。